



萩市農業委員会告示第2号

次に示す農地は、農地法（昭和27年法律第229号）第33条に該当する農地であるので、同法第32条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年4月1日

萩市農業委員会会長 片岡 兼雄



1 農地の所在等

地番	地目	面積(m ²)	権利の種類	所有者等の情報
萩市大字佐々並字川原 5341 番	田	2,397 m ²	所有権	宮崎正彦 外1名
萩市大字佐々並字若藪 5386 番 2	田	1,366 m ²	所有権	宮崎正彦 外1名
萩市大字佐々並字若藪 5387 番 1	田	1,764 m ²	所有権	宮崎正彦 外1名
萩市大字佐々並字若藪 5387 番 2	田	2,492 m ²	所有権	宮崎正彦 外1名

2 この告示は、農地法第33条第1項に基づき農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益する者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである。

3 上記の農地の所有者等は、この告示の日から起算して2ヶ月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に該当農地についての権原を証する書類を添えて萩市農業委員会に提出するものとする。

- (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあつては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
- (2) 該当農地の所在、地番、面積

4 この告示があつた日から起算して2ヶ月以内に所有者等からの申出がなかつた場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該告示に係る農地について山口県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。

告示期間 令和8年4月1日から6月1日まで